

まん延防止等重点措置区域指定について

国内及び静岡県内において、新型コロナウイルス感染者が急増していることから、静岡県に「まん延防止等重点措置」が適用され、近隣市町において「重点措置区域」の指定がされております。

本日、島田市につきましても適用区域に追加指定され、以下のとおり営業時間短縮等の要請が静岡県から公表されました。

まん延防止等重点措置に係る営業時間の短縮要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、島田市が令和3年8月18日（水曜日）から8月31日（火曜日）まで、まん延防止等重点措置の適用対象区域となります。

静岡県の要請に応じて、営業時間の短縮にご協力いただいた事業者の皆さまに対し、静岡県が協力金を支給します。

対象となる施設等の詳細については、静岡県ホームページ「まん延防止等重点措置に基づく営業時間の短縮要請」（別ウインドウで開きます。）をご確認ください。

営業時間の短縮を要請する期間及び時間

要請期間：令和3年8月18日（水曜日）0時から令和3年8月31日（火曜日）24時まで

要請時間：午後8時から翌朝午前5時まで

協力金制度の概要

【対象事業者】 対象区域内で要請に応じ、かつ以下に該当する事業者

- ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主
- ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと

【支給条件】

- ・ふじのくに安全・安心認証を取得済み（申請中であり取得が見込まれる場合を含む）等、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
- ・時短要請準備期間を除き、全ての期間において要請に応じること

【金額】

< 中小企業・個人事業主 >

事業規模（売上高）に応じて3～10万円 × 営業時間短縮要請に協力した日数

<大企業> ※中小企業・個人事業主も選択可

事業規模（売上高減少）に応じて0～20万円 × 営業時間短縮要請に協力した日数
※事業規模（売上高減少の額）によっては、協力金の支給対象外となる場合があります。

その他の詳細については、静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮要請）申請要領（別ウインドウで開きます。）をご確認ください。

営業時間短縮要請や協力金制度などに関する問い合わせ

静岡県営業時間短縮要請コールセンター

050-5211-6111（午前9:00～午後5:00）

（8月7日（土曜日）から9月30日（木曜日）まで開設）

大規模な集客施設（建築物の床面積の合計が 1,000m² 超）について

分類	対象施設	要請
イベント 関連施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	○人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内
	集会場、公会堂 など	○午後 8 時までの営業時間短縮
	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	(イベント開催時は午後 9 時まで)
	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	○映画館は午後 9 時までの営業時間短縮
	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、 柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園 地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニ ス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、ス ポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ な ど	
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動 物園、植物園 など		
商業施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	○午後 8 時までの営業時間短縮
	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティッ ク業、リラクゼーション業 など	
	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨 店、家電量販店 など	